

自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案について

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成29年法律第42号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）について、海上自衛隊の使用する船舶と同様に、船舶安全法（昭和8年法律第11号）等の規定の適用を除外し、防衛大臣が技術上の基準を定めることとなるため、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）及び電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）の関係規定を整備するもの。

2 改正の概要

（1）自衛隊法施行令

ア 陸上自衛隊の使用する船舶について、係留船を火薬庫に使用する場合及び船舶に常用火薬類を貯蔵する場合における火薬類の貯蔵、構造等に係る技術上の基準を防衛大臣が定めることとなるため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第50条第1項の規定の適用の特例に当該船舶を追加する。（第145条第1項関係）

イ 改正法の施行に伴い、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第155条中第1項の規定が第2項に移動することから、同条を引用する条文を改正する。（第155条関係）

（2）電気事業法施行令

陸上自衛隊の使用する船舶に設置される電気工作物について、防衛大臣の定める技術上の基準により保安面での規制を受けることとなるため、船舶安全法が適用される船舶や海上自衛隊の使用する船舶に設置される電気工作物と同様に、電気工作物から除かれる工作物に当該電気工作物を追加する。（第1条関係）

3 施行期日

平成29年11月30日

（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条から第111条までの改正規定の施行の日）